

## 第16回住民記録システム等標準化検討会分科会におけるご意見及び対応方針

参考資料 4

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
1	資料1のP.5にて、オンラインによる転出届・転入（転居）予約の導入効果として「事前に住民の情報が分かることにより、来庁時の窓口対応時間を短縮できる効果」とあるが、具体的に窓口としてどのような準備をしなければならないのか。予約者用通常窓口を通常窓口とは別に設置し、予約者用通常窓口の空き時間を確認して予約する等の処理・手続きが必要になる。ただ、予約窓口を設置している団体が全国で1団体しかないため、全団体に設置することは実現可能性が低い。窓口に並ぶことは発生するが、既存の窓口で優先案内として先に予約者を対応するという方法もあると考えられる。その点は現実と理想の差を踏まえて実現方法等を検討いただきたい。	デジタル庁	待ち時間短縮のための、来庁後の案内や窓口体制については各団体の創意工夫の中で取り組んでいただく想定。 転入予約の機能としては、来庁予定日（時間含めず）までをマイナポータルから情報取得するとしている。
2	資料1のP.13にて、事前処理をする際に、年金や国民健康保険等のステータスを確認する必要があると考える。マイナポータルから申請管理システムにそれぞれのステータス（世帯全員分があり、祖父は年金受給者、子どもは国民健康保険被保険者等）の情報を取得しなければ事前処理ができないという懸念がある。このような情報は取得できるのか。	デジタル庁	来庁予定日の他、転入地での国民健康保険の加入希望者の有無をチェックボックス形式で確認できるようにしていく想定。ただし、自己申告であるため、不明確な情報にはなる。転入地自治体において、転出証明書情報と併せて、対象者の状況を予測し、事前準備を進めていただくという運用を想定している。
3	申請管理システムを構築していない団体がほとんどであり、さらに導入はあくまでも任意であるため、全自治体が申請管理システムを構築するわけではないと認識している。デジタル庁の共通機能の仕様の中で記載される一方で、どのように調達しなければならないのか疑問である。	デジタル庁	申請管理システムの利用有無については各自治体の判断。 ただし、デジタル庁で共通機能と定めるものは、標準化法第7条にもとづく共通標準化基準として定めるものとなる。各自治体においては、共通機能として標準仕様書に則り導入いただく必要がある。 また、資料1のP.13,14に記載されているCAN-BE図中の申請管理システムにおいて、転入予約情報の管理は、申請管理システムとしての機能としては含まれていないため、本件については任意利用となる想定。
4	資料1のP.7にて「転入（予定）地あるいは転居予定地の市区町村は、（中略）事前入力内容の取消等を行う」とあるが、取消し手続きはいくつかのパターンがある。また、取消しまでのデータ保存期間、転出予定地と違って別の転出先だった場合等については全国的な管理をマイナポータルで実施しなければ混乱を招くのではないか。	デジタル庁	取消し処理機能については、今後公開するため、適宜検討結果をご確認いただきたい。 取消しの業務運用についてはガイドラインで示す想定。

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
5	資料 1 P.15「転入予約日又は転居予約日に来庁する来庁者リストを表示する」という機能は各基幹業務がそれぞれ実装するのは無駄のように感じる。本機能を申請管理システム等の外付けのシステムに実装すればよいのではないか。	デジタル庁	各省庁と調整中であり、各所管（各業務システム）にて出力する必要があるかについては、今後検討していく。
6	資料 3 のP. 6にある業務フローについて、マイナポータルで予約が入ったタイミングを始まりとしたフローを作成すべきではないか。	総務省	自治体によっては事前に受領した情報を利用し準備を進めるケースもあるが、本人が来庁した際に転出証明書情報等を確認し、対応するケースもあると考えている。どちらの対応も表現するため、当フローの記載としている。 (当フロー図欄外に、「転入届の事前印字は、異動者の来庁よりも早く実施することも可」である旨追記する。)
7	資料 2 のP. 2について、レベル 2 が外付けの機能に見えるが、レベル 2 をパッケージ内の機能として持っているものがあると考え。各業務のパッケージシステムではレベル 2 を必ず外付けにしなければならないのか。	デジタル庁	あくまで機能配置の考え方であり、実装方法は問わない。全国照会までに関係性を整理する。
8	転入先の市区町村が変更となった場合に、元々の転入予定地側が把握できるのか。 現行の運用だと、とある市区町村が転出証明書情報を住基ネットから取り出した後に、他の自治体は取り出せないが、場合によっては、二重登録してしまう可能性があるのではないかと。取り出しができないのであれば、取消しを行った上で、届出が必要ではないか。	総務省	住民基本台帳法24条の2にて特例転入について記載されてるが、その中では、転入を予定していた団体と別の団体に転入した場合、転入された団体は、転入予定団体からその方の転出証明書情報に対して照会を実施し、転出証明書情報を取得する流れとなっている。転入されなかった団体については法律上位置づけられているわけではないため、政令に定められる日数経過により削除される想定。（具体的な日数については、法制局と検討中。）
9	一部の市区町村では、1日に数百件の転入予約が入ることも想定されるが、そのデータを基にいつ、誰が来庁するのかを調べて準備をするよりも、その場で住基ネットから転出証明書情報を確認する方が効率的ではないかと考えるが、いかがか。	デジタル庁	具体的な運用については、実際の市区町村の状況により、可能な範囲でご対応いただく想定。転出証明書情報の運用についても同様の対応となる想定。
10	全体的な意見として、所管課として現場の職員がどこまでは必ずやらないといけないのかを整合をとり、明記いただきたい。 資料 2 公金受け取り機能については新法で定められているが、意思確認などをまとめてやるケースなどが想定されていないと考える。ガイドラインが出ると思うが、実施必須と創意工夫の部分が切り分けられるように記載いただきたい。	総務省	ご指摘のとおりと考えている。 今回の標準仕様書は、機能についての説明。住民基本台帳法に基づく事務の範囲等については事務処理要領に記載することを想定している。デジタル庁とも連携をし、自治体に混乱が生じないように検討を進める。

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
11	転出証明書の記載内容が不明瞭であるため、制度とする以上は転出先の住所を正確に記載する等スキームをつくるべきではないか。	総務省	転出証明書情報は法令に基づいて通知されているが、新住所が転出元ではわからない等の事情があることは認識している。あくまでも転入地側で更新する等が考えられるが、実態を踏まえてどう運用すべきか検討を進めてまいる。
12	準拠性確認において動作確認や詳細なテストが必須だと考える。誰がどのように準拠製品として認めるのか。	デジタル庁	適合性の確認については法律上では一義的に地方公共団体が適合性確認することになっている。ただ、国において必要な措置を講じるとしており、検討を進めている。まず、データ要件・連携要件については適合確認支援ツールをデジタル庁にて開発し、各地方自治体にご利用いただくように段取りを組んでいる。随時進捗を報告する。
13	ネットワークについても、ガバクラ先行事業で加えられていると思うが補助金の対象となるか。	デジタル庁	ネットワークについては、現在検討中。今後基本方針等の議論、予算編成過程を踏まえて検討を進めてまいる。
14	申請管理システムや団体統合宛名等のシステムについては、国で一括作成し、各団体が利用するというほうがいいのではないか。	デジタル庁	方向性及び考え方等について今後検討を進めてまいる。
15	仕様書を拝見するに、違いが読み取りにくいいため、違いがわかるように記載してほしい。	総務省	現在の仕様書案において、本人の来庁前の転出証明書情報の事前送付・転入予約の段階と、来庁後の転入手続の段階を書き分けているので、ご理解いただきたい。
16	現在ある特例転出届の処理をインターネット経由で可能にするもののように思えるが、現状についての説明があるべきである。	総務省	現状は末尾資料のとおり。

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
17	特例転出・転入の利用者が増えているのか、マイナポータル利用率も確認したい。	総務省 デジタル庁	<p>住民基本台帳法第24条の2に基づく転出の件数については、以下のとおり推移しており、増加傾向にある。</p> <p>※（ ）内は、当該申請を含む転出届全体の件数</p> <p>平成28年：179,868件（4,099,417件）            平成29年：266,744件（4,239,667件）            平成30年：299,608件（4,281,972件）            令和元年：349,225件（4,428,663件）            令和2年：481,332件（4,325,272件）</p> <p>マイナポータルの利用状況として、令和4年度末の3月末時点の数値で1,129万の方がマイナポータル上のフォルダを開設し、実際に利用している状況。</p>
18	マイナンバーカードの住所変更も必要になってくるが、引っ越しの対象者全員のカード再発行が必要であるため、これらの処理を改善することはできないのか。	総務省	<p>マイナンバーカードについては、今後も引き続き検討されるものであるが、電子署名法上、署名用電子証明書を用いた電子署名がなされた電子文書については、真正性の推定効が発生することから、署名用電子証明書の発行は、住所異動後の再発行も含め、確実に本人の意思に基づいて行われる必要がある。</p> <p>また、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっている。</p> <p>したがって、原則として本人が市区町村窓口で署名用電子証明書の発行手続を行っていただく必要があるほか、代理人が手続を行う場合でも、市区町村窓口で送付を依頼した照会書兼回答書に申請者本人が記載し、封筒への封入等の上、代理人が持参する必要がある。</p>
19	世帯の中に異動等に対する規制がかかっている人がいると思われるが、その取り扱いはどうなるのか。	総務省	<p>引越しOSSにおいても、転出届の審査は行うため、通常の転出届の場合と同じ対応となる。</p>

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
20	<p>転出届で役所に行く必要はなくなるのだが、例えば児童手当や医療助成に該当する場合旧自治体での所得証明書を取得が必要になる場合もある。マイナポータルから実施可能なのか。</p>	<p>デジタル庁 総務省</p>	<p>マイナンバー利用事務については、転入地で住民になったあと、転入自治体側でのマイナンバーによる情報連携により、旧自治体での所得証明書を取得する運用を想定している。</p> <p>また、オンラインの転出届の情報に届出者連絡先が含まれていることから、来庁が必要な場合には、転出地市区町村から届出者に連絡頂くことが考えられる。</p> <p>なお、マイナンバーカードを取得している方については、対応している市町村において各種税証明書（所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書等）のコンビニエンスストアでの交付が可能となっている。</p>
21	<p>印鑑登録や転入についても来庁不要としてほしい。</p>	<p>総務省</p>	<p>印鑑登録については、各自治体の条例により実施されているところ、登録には、印鑑実物の確認や印影の登録等が必要となるため、来庁が必要。</p> <p>オンラインによる転入届については、デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方について、昨年6月に検討会を設置して検討を行い、昨年末に報告書を取りまとめている。報告書では、転入届をオンライン化する場合の選択肢と課題が整理されたが、各選択肢には、例えば、「居住実態の確認のためにオンラインで届け出られた位置情報の改ざんを防げるか」「電気・水道等の利用契約により確認する方法をとる場合に事業者等の協力を得られるか」など、様々な課題が指摘された。また、マイナンバーカードの券面や電子証明書の書き換え、福祉医療関係の手続など、転入届の際に併せて行われている様々な手続も含め、住所異動の手続全体の利便性向上や効率化も視野に、検討を深める必要がある、とされている。さらに、オンラインで本人確認にはマイナンバーカードを用いることとなるが、その基礎となっているのが住民票の情報であり、安全・確実な本人確認のためには、転入届の際に、対面での本人確認や住所が実在することの確認などをしっかり行い、本人と住所の紐付けを確実にを行う必要がある。</p>
22	<p>資料1の標準仕様書の帳票レイアウトにて、住民票コードがないケースがほとんどであるため、住民票コードは不要ではないか。</p>	<p>総務省</p>	<p>住民票コードは住基法第22条において届出事項として規定されており、届出事項とされているものは、住基法施行令第26条において『当該届出の任に当たっている者が署名した書面でなければならない。』とされているため、削除できないと考える。</p>

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
23	機能要件にて、転出証明書情報と転入予約情報を紐づける理由は何か。	総務省	転入地市町村における事前準備のために、転出証明書情報及び転入予約情報の活用を想定しているが、それらを有効活用するためには、それぞれの情報を紐付けることが必要と考えているため。 例えば、住民記録システムにおいては、転出証明書情報と転入予約に含まれる世帯員の世帯主との続柄等を紐付けることで、転入届のプレ印字を可能としている。
24	転入処理前であるために、宛名情報が確定しておらず、他システムでは準備できることはほばないと想定している。更改の必要性について検討いただきたい。	総務省 デジタル庁	個別の業務システムにおける仕様は今後検討されるものと承知しているが、個別システムにおいて必要な転出証明書情報及び転入予約情報をマイナポータルで付された符号により紐付けることで、宛名番号がなくなるとも、それらの情報を活用できるものと考えられる。 転入地における転入確定前（住民になる前）の事前準備については、例えば、介護保険では、「申請書のプレ印字」「第1号又は第2号被保険者該当性の確認」「住所地特例の確認」等が考えられるが、さらに関係府省と検討を深めてまいる。
25	全体のフローに記載されている申請紐づけ符号は令和4年5月20日通知では記載されていない。追加した経緯をご教示いただきたい。	デジタル庁	今年度の引越しOSSに関する自治体向けの公募内容をご覧になってのご質問と推察したところ。 申請紐付符号はマイナポータルから申請された、転出届と転入予約情報を紐付け、転入予定地が転出自治体での転出届の処理状況を確認、また転出届と転入予約情報の申請をオンラインから取消を行う業務要件を加味し、転出届、転入予約情報の情報項目として追加をした。 また、マイナポータル上で転出届、転入予約をそれぞれで取消操作が必要とならないよう等、国民の処理負担軽減のために必須の情報と考えている。
26	実装確定していない項目は仕様書への記載も控えるべきではないか。	総務省	第3.0版の完成版として提示する際には、各関係者と協議の上、確定事項となるよう調整を図っている。
27	共通機能仕様書に記載されている、標準システムが名寄せを行った場合の更新について、他業務で名寄せ元住登外宛名基本情報に使用していた場合、他業務システムにおいても業務に沿った名寄せを実施する必要があるこの点も仕様書で言及すべきではないか。	デジタル庁	他業務システムが必要なタイミングで最新の住登外者宛名番号管理機能を参照し、最新の住登外者宛名情報を取得することになる。

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
28	<p>標準仕様書の横並び調整方針の中の住所マスタについて、いわゆる基幹業務システムにおいても住民記録システムから提供されれば、アドレスベースレジストリの情報をもとに内部的に住所マスタを保持することをぜひやっていただきたい。</p>	デジタル庁	<p>横並び調整方針において、住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合には、アドレス・ベース・レジストリから取得した住所マスタを保持できるように規定している。</p> <p>なお、アドレス・ベース・レジストリについては、こちらをご参照いただきたい。  <a href="https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address/">https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address/</a></p>
29	<p>共通機能を国が提供することについて、環境面から話をしたが、もう一つの観点として、ベンダーロックインの回避がある。</p> <p>現在のシステムは、共通機能が各業務に密接に結合しているため、業務ごとにシステムの選定ができず、一括してシステムを更改することになり、自治体の負担になっている。また、マルチベンダでのシステム導入になると、複数の共通基盤を持つことになり、費用が増大する要因になっている。</p> <p>共通機能を国が提供することにより、業務の機能のみによる純粋な競争が行えるようになり、費用の低減も見込まれると思う。</p>	デジタル庁	<p>共通機能の標準仕様書においては、共通機能をシステムごとではなく業務横断的に利用が出来るよう仕様を定める方針としている。</p> <p>また、現時点では共通機能を備えたシステムを事業者が提供することを想定している。貴重なご意見として賜った。提供のあり方については今後も検討を重ねてまいります。</p>

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
30	資料1 P10引越しワンストップのスケジュールとP16の標準仕様書の取り込みについて、P10では全国の運用開始が2月6日となっており、P16では、標準仕様書の取り込みが2月になっている。この流れだと、標準化されていないワンストップが開始されてしまうように見える。また、共通標準仕様書が発表されてから、各ベンダーはこれらの機能を構築するので、このスケジュールは齟齬があると思う。	デジタル庁	引越しワンストップサービスについては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022/6/7閣議決定）でも記載のとおり、令和4年度（2022年度）には、全市区町村においてマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約を実現するものとしている。今後対応を予定している住民記録システムの標準化対応とは切り離し、資料1 P6に示した形で今年度はスタートをさせる想定。
31	資料2 住所マスタや金融機関マスタなどについては、導入しているものが各市町村で異なると、統廃合などの更新タイミングが異なるため、可能な限り統一すべき。	デジタル庁	ご指摘の住所マスタや金融機関マスタに関し、基本データリストでは、多様な主体との連携を行いやすくするため、GIFの推奨規定など、国際標準や国が定める各種標準と整合性を確保することとしている。
32	引越LOSSの流れとして、転出地市区町村が処理をし、転出証明書情報が通知されることになっているが、当日申請をし、転入市区町村に行った場合、まだ転出地市区町村で処理がされていないケースが考えられるが、その場合の対応はどうか。申請管理システムから情報を取り、住民記録システムで処理をする部分は、オフラインの市区町村や、オンラインでも更新頻度が1日1回などのケースがあると思われる。特にオフラインの町村などでは、職員も少なく、常に申請管理システム等を監視出来ない状況である。	総務省 デジタル庁	分科会資料3の22ページ、10.9マイナポータル等との接続の【実装すべき機能】において、「オンラインの申請データを申請管理機能を経由して取得できること。（中略）当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げ）のステータスを管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルぴったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。」としており、運用開始後は、申請者に対し、転出届のステータスが完了となった後に転入手続きを行うよう、周知することが考えられる。 そのうえで、仮に申請者が転出地市区町村での処理前に来庁された場合には、転出地市区町村に連絡することで、転入に必要な情報を確認していただくなどにより、転入手続きを進めることを想定している。
33	国保の短期被保険者や資格証明書発行者、税の滞納者など、転出時に窓口に来ていただきたい住民も出てくると思うが、そういった場合の処理は何か別途考慮されるか。	総務省 デジタル庁	ご指摘の内容について、住民基本台帳業務のみで対応することは困難と考えられるが、例えば、オンラインの転出届の情報に届出者連絡先が含まれていることから、来庁が必要な場合には、転出地市区町村から届出者に連絡頂くことが考えられる。
34	資料3 P.10【実装しなくても良い機能】来庁予定場所の箇所が「来庁来庁」となっている。	総務省	修正する。



※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
35	<p>資料3 P18            連携要件一覧を別紙としてつける件            横並び方針として連携要件について各業務標準仕様にも記載すべきとの説明があったが、複数仕様に同様の内容が記載されることは無駄であり、保守性を損なうため行うべきではない。            連携要件については、本来どのような理由(タイミングなど)で情報の発信や取得が必要であるか、どのような権限・根拠で行うかと言った要件については業務の標準仕様で記載し、そこで利用されるAPIやファイルフォーマットなどインタフェース規定のみを連携要件に記載すべきである。            一方で、連携要件については情報発信側、取得側の業務仕様に整合が必要であり、個々の業務に記載すると横断的な管理が難しくなる課題がある。            (例えば、国保資格を住記に連携するに際して、国保側では「連携ファイルを出力できること」と機能定義がされているが、住記側で「ファイルを受け取れること」という機能定義はないなど)            今後、各業務仕様は法改正対応等で独立して変更が進むことが予測され、相互依存のある部分について整合を維持することが難しくなる。            その点において、連携の要件を一括して連携要件に記載することは一定の合理性がある。どのような理由(タイミング)で、どの業務とどの業務の間に、どのような手段で連携するかが連携仕様に一元管理されていれば業務間不整合を防ぐことができる。            今後のバージョンアップにおける業務間不整合を防ぎ、連携に関する要件を一元的に管理するという目的に照らせば、仕様は連携要件にのみ定義され、各業務の標準仕様には記述されないようにすべきである。でなければ、整合性を確保するという目的が達成できなくなってしまう。業務仕様側は「関係要件に従うこと」とするか、関係要件を含め共通要件への遵守は全業務に必須であることは自明のため、明示的には何も記載しなくても良いのではと考える。</p>	デジタル庁	<p>標準仕様書を正とし、機能別連携仕様との整合性を担保するため、各業務標準仕様書においても、連携機能についての規定をお願いするもの。            今後の、制度改正等に伴う標準仕様書の改訂の際には、法令改正を検討する段階からデジタル庁及び総務省と協議し、改訂に向けたスケジュールを作成することとしているなど、ご指摘の整合性の確保にも十分留意して対応したいと考えている。</p>

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
36	<p>資料3 P20, 21</p> <p>印刷機能やバッチ機能などの共通基盤要件の定義について 印刷機能やバッチ機能といったいわゆる共通基盤として、特に大規模自治体等において業務横断に整備されることがある機能について、標準仕様としての書き方、表現といったドキュメントレベルの横並び調整は文字通りの調整として実施して差し支えないが、上記のような業務横断的な機能についての扱いは、まず全体アーキテクチャが明確になっていないと判断がつかない。特にガバメントクラウドを想定した際の印刷環境、バッチ制御環境はどのようになる想定で横並び方針を定めたのか。マルチベンダ、マルチクラウド環境において統合運用が可能となることを求めているのか。複数クラウドに分散したマルチベンダーの業務システム環境においてバッチ処理の統合運用を求めるならば相応の機能定義が求められる。ガバメントクラウドからオンプレ環境の単票プリンタ、印刷業者等での大量印刷といった印字環境利用について共通した要件、環境定義がなされるなら、ネットワーク環境やセキュリティポリシーも含めたアーキテクチャ、運用設計が示される必要がある。これらの取り決めがない中、単純に各業務の仕様を横並びに揃えることは意味が薄いだけでなく、本件のように業務個別の要請に見合わない可能性も高い。共通基盤についての全体アーキテクチャ、運用設計の整理を各業務担当と十分に調整、協議、決定の後、横並び調整を行うべきである。</p>	デジタル庁	<p>大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定されること、また、クラウド環境において大量の印刷データをオンプレミスの環境にダウンロードすることはネットワーク等の負荷につながることから、印刷機能をガバメントクラウド上に構築するのではなく、データサイズを小さくする形でのデータ出力機能を実装することを想定している。</p> <p>バッチ機能は、ガバメントクラウド内での処理にて対応可能であることを想定している。</p> <p>なお、マルチベンダやマルチクラウド環境下での共通基盤のアーキテクチャ、運用設計については、ベンダの競争領域として今後検討する必要があると考えており、ベンダからの具体的な意見や提案も踏まえて、そのあり方について検討したい。</p>

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
37	<p>【資料 2】共通機能の標準、標準仕様書間の横並び調整について P2 共通機能の標準仕様書</p> <p>①住登外宛名管理機能</p> <p>住登、住登外の区別なく、多くの事業者が宛名管理としながら取り扱っている。さらにそれは、レベル 1 でパッケージシステムとして安定稼働している実態がある。レベル 2、レベル 3 を将来的に目指すのも理解する処であるが、レベル 2、レベル 3 を目指すその先について、次頁 3 の共通機能の使い方がゴールなのではないかと推察はしているところ。それであれば、その共通機能を利活用し、目指す姿を謳うのが良いかと考える。また、R7年度の実装においてのレベル 1 の扱いにも言及するべきだと考える。レベル 1 は一時的には認めるが、R13年度末までには、レベル 2、レベル 3 が実装できるように改修を掛けること、等方向性を強く謳った方が良いと考える。全団体が、レベル 2、レベル 3 にならなければ、国民の利便性は上がらないと史料。</p>	デジタル庁	共通機能の標準仕様書で規定する機能については、原則基幹業務システムとは別のシステムとしているが、複数の標準準拠システムをパッケージの一部として提供する場合については、ベンダの責任において提供することも可能としている。
38	<p>【資料 2】共通機能の標準、標準仕様書間の横並び調整について P3 共通機能の標準仕様書</p> <p>②共通機能とインターフェース部分について</p> <p>レベル 2、レベル 3 の実装方法に繋がる話だと考える。</p> <p>事業者は、早い段階で、ABDを定義いただくことを切望していると推察する。</p> <p>また、共通機能Cに関して、資格要件が該当すると察するが、都道府県制度（乳幼児医療証等 標準化範囲外）も含めた検討をいただきたい。</p> <p>例えば、「お悔やみOSS」で言えば、ご遺族等を含む市民は、どんな資格情報があったのかを明確にした上で、窓口サービスを望むのは言うまでもなく、そこに標準化範囲、標準化範囲外で左右されるべきものではないと考える。</p> <p>また、その規定が難しいようであれば、それらは認める方向で検討をいただきたい。</p>	デジタル庁	標準準拠システムと共通機能のインターフェースとなるA、Bについては令和 4 年夏を目途にお示しする予定。すでにインターフェースが規定されている外部システムの仕様に合わせることであり、Dは規定しない。 Cは標準仕様書で規定する 6 つの機能の内部機能を指しており、ご指摘の資格要件等の都道府県制度を規定するものではない。
39	<p>地方自治体の基幹業務システムの共通機能の標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針について</p> <p>想定する機能と規定事項</p> <p>→1.申請管理機能、5.職員認証機能についても、他の機能同様に標準準拠システム以外のシステムで利用可能とする。（密接関連システムを想定）</p>	デジタル庁	申請管理機能、職員認証機能についても、標準準拠システム以外のシステムで利用することが可能。

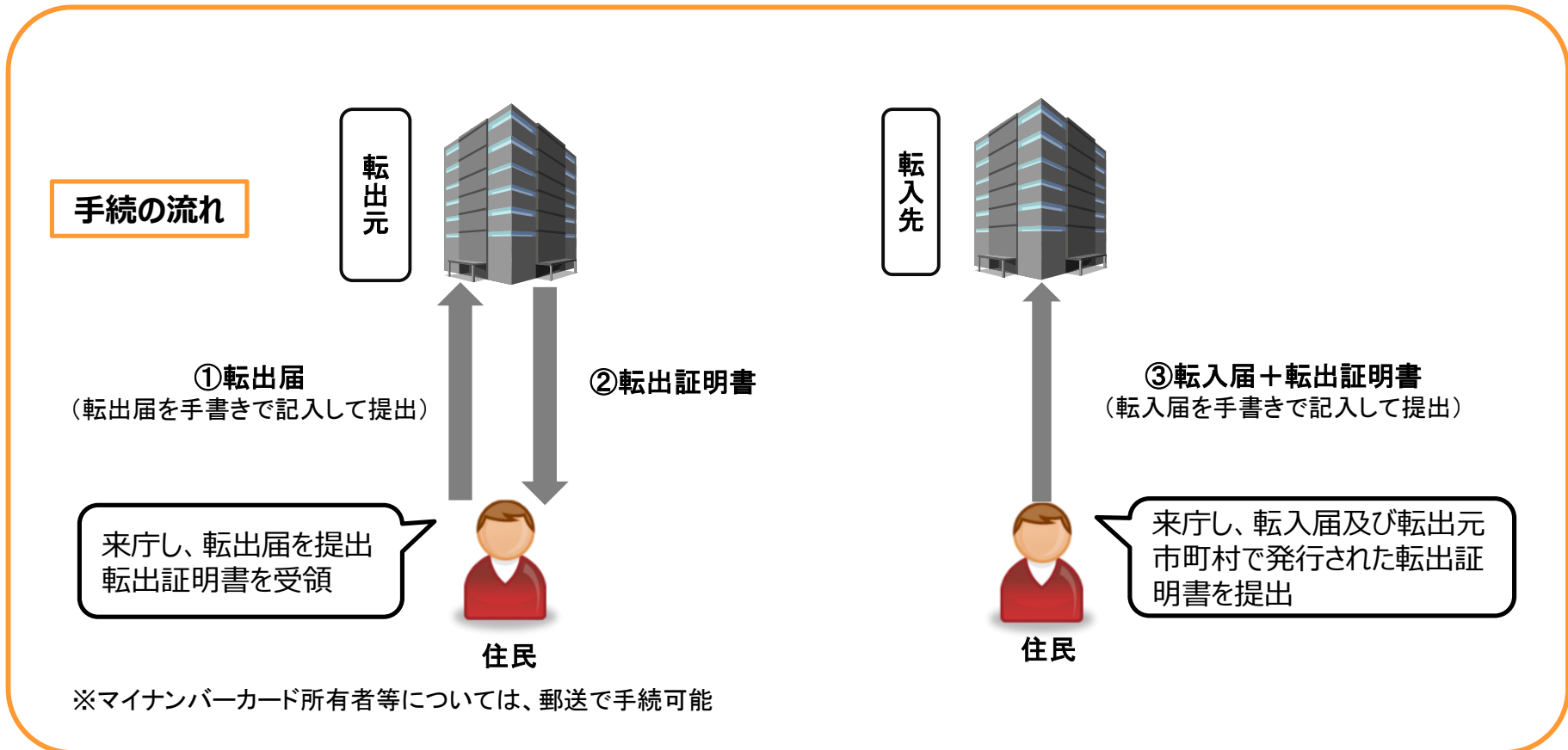
※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
40	<p>標準仕様書間の横並び調整方針 12.大量印刷に関すること →CSV形式については、印字項目諸元表にあるコード値ではなく、表示値で出力することを追記。コンビニ収納のGS1-128バーコードの値をファイルに格納することを追記。</p>	デジタル庁	表示値を出力させる場合は、標準オプション機能で対応することになる。GS1-128バーコードは、二次元バーコードの1つと考えており、コード値をファイルに格納することになると整理している。
41	<p>資料2について (1) P.3に「原則、国は提供せず、標準仕様書（統一的ルール）に従って、事業者がガバメントクラウド上に実装するサービスを各自治体が利用する。」とある。これはP.2のレベル2（ないし1）を想定した記載と思われるが、一方でP.2のレベル3の例に「ガバメントクラウド」とあり、意味が理解しづらい。 ガバメントクラウドは、P.3では事業者向けのIaaSであり、P.2は自治体向けSaaSであり、それぞれ異なるということか。可能な範囲で記載など具体化等していただけると、ありがたい。 (2) 会議内でも質問があったが、共通機能については、全体で統一すべき機能かどうかを検討する必要があるのではないかと。 また、共通機能のうち、P.2のレベル3として共通機能のうち、P.2のレベル3として提供されるものがありうるなら、その旨を記載したほうが、ガバメントクラウドの範囲などが理解しやすいと思われる。</p>	デジタル庁	<p>(1)については、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスは、共通機能（共通部品）であり、いわゆるPaaSとしての利用。資料についてはマネージドサービスであることを追記修正する。 (2)については、貴重なご意見として賜った。</p>
42	<p>資料2の3ページ中、「原則、国は提供せず」とあるが、会議中に「国が提供したほうがいいものもあるのではないかと」の意見が出された。 私もまったく同じ意見であり、機能によっては国が統一的なシステムとして提供したほうがいいものもあるように思う。今後の検討課題としていただきたい。</p>	デジタル庁	貴重なご意見として賜った。今後、検討してまいります。

※緑色セルは分科会当日の対応分

No.	ご意見	対応者	回答・対応方針
43	<p>資料1の5ページについて            転出元自治体にとっての最大のデメリットは、貴重な折衝機会が失われることであると思う。            被保険者証、受給者証や各種認定証の回収、保険料（税）や給付金の清算についての説明ができないとなれば、後の苦情及び業務の発生に直結する。            これらについての記載及び打開策の提示も必要と思料。そうであれば、転出元にも届出人連絡先が必要となる。また、滞納者については、転出前に面談の機会を確保するために、特例転入を利用した転出を受け付けられない機能の実装を要望する。</p>	<p>総務省            デジタル庁</p>	<p>御指摘のような事例については、現在も郵送等により転出届を提出する場合に生じることかと考えるが、オンラインの転出届の情報に届出者連絡先が含まれていることから、来庁が必要な場合には、転出地市区町村から届出者に連絡頂くことが考えられる。            なお、特例転入については住民基本台帳法に基づく事務であり、例えば特定の者を対象外とすることはできないものとする。</p>
44	<p>資料1の7P「届出取消」について            一つ目の○で、「一定の条件下において、オンライン上での取消申請が可能となる」とされているので、転出取消の申請が転出処理前であることが「一定の条件下」であれば転出元及び転入先いずれの自治体においても、特に処理は不要のことと推察している。            転出処理後に転出取消の申出があった場合に、転出地市区町村側の処理については緑本P786の項番20、転入地市区町村側の処理については緑本P791の項番42～44に手順が示されているので、転出元及び転入先いずれの自治体においても基本的にはこのとおりに処理することとなると考えている。            緑本P791の項番43の備考欄において、システム改造している場合について示されているが、こういった取扱いは住記システム標準化の中で触られているか。            また、転出証明書情報は一世帯ごとに作成されているものと認識していますが、同ページの項番44の備考欄において、「転出者一人について一件の転出証明書情報が作成されている」転出地市区町村の存在が示唆されているが、住記システム標準化の中で議論されているのか。</p>	<p>総務省</p>	<p>（前段について）            標準化後の住民記録システムにおいては、標準仕様書に定義した機能以外にカスタマイズを認めないこととなっている。転出届に記載した者の一部が転出しなくなった場合は、転出届を補正するのではなく、転出届を取り消した上で、改めて正しい転出届を提出することとなるため、転出元自治体に相談があった際はするように案内されたい。            転入先自治体に、転出証明書情報と異なる届出が出された場合は、現行の運用と同じように、転入先自治体が転出元自治体に転出証明書情報を改めて依頼し、転入処理を行うことを想定している。</p> <p>（後段について）            標準化後の住民記録システムにおいて、転出証明書情報は届出ごとに作成されるものであり、転出者一人について一件の転出証明書情報を作成することは想定していない。</p>

- 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により、転出者は、転出元市町村に転出届を提出する必要があるが、この手続きは、一般的に転出元市町村への出頭又は郵送により行われることとなる。また、転入時には、原則として転出元市町村で発行される転出証明書を転入先市町村に提出しなければならないこととされている。



## 概要

- 転出入に当たっては、一般的に、転出地で転出証明書を受け取り、転入地で転入届とともに提出する必要があり、住民の来庁負担の軽減や年度末・年度当初などの窓口混雑の緩和が課題。このため、
  - ✓ 転出届と転入予約をマイナポータルからオンラインで同時にできるようにするとともに、
  - ✓ 転入地にあらかじめ転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）を通知することで、住民・自治体の転入手続に要する時間を短縮できるようにする（住民基本台帳法の改正）。

## 手続の流れ

